

金沢市ガス一般供給条件説明書

平成30年11月1日実施

金沢市

金沢市ガス一般供給条件説明書

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 使用の申込み及び契約（第5条－第10条）
- 第3章 工事及び検査（第11条－第22条）
- 第4章 検針及び使用量の算定（第23条－第26条）
- 第5章 料金等（第27条－第35条）
- 第6章 供給（第36条－第40条）
- 第7章 保安（第41条－第44条）
- 第8章 雑則（第45条・第46条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この一般供給条件説明書（以下「説明書」といいます。）は、本市が行う金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号。以下「条例」といいます。）第24条第1項に規定する一般供給条件により行う小売供給の実施に関し、条例、金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）及び金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱（昭和60年公営企業告示第3号）等（以下、「条例等」といいます。）に定める必要な事項をまとめたものです。

（一般ガス小売事業の小売供給を行う地域）

第2条 本市の条例第3条に規定する一般ガス小売事業の小売供給を行う地域は、別表第1に定める地域といたします。

（供給条件の変更）

第3条 本市は、条例等の改正等に伴い、既に締結されているガスの料金その他の供給条件（以下「料金等の供給条件」といいます。）を変更することがあります。この場合において、ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」といいます。）第14条第1項の規定による料金等の供給条件の説明（以下「供給条件の説明」といいます。）、同条第2項の規定による料金等の供給条件の書面の交付（以下「契約締結前の書面交付」といいます。）及び法第15条第1項の規定による料金等の供給条件の書面の交付（以下「契約締結後の書面交付」といいます。）は、第3項及び第4項の規定により行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

2 お客さまは、前項の規定による料金等の供給条件の変更に異議がある場合は、解約をすることができます。

3 本市は料金等の供給条件の変更における供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を次のとおり行うものといたします。ただし、次項の規定による場合を除きます。

- (1) 供給条件の説明及び契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他本市が適当と判断した方法（以下「本市が適当と判断した方法」といいます。）により行い、当該変更しようとする事項のみを説明し、記載いたします。
- (2) 契約締結後の書面交付を行う場合は、本市が適当と判断した方法により行い、本市の名称及び住所、契約年月日、当該変更した事項並びに供給地点特定番号を記載いたします。
- 4 料金等の供給条件の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更等、当該供給条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付については、当該変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、契約締結後の書面交付をしないものといたします。

(定義)

第4条 この説明書において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 熱量 温度零度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。
- (2) 標準熱量 お客さまに供給するガスについて、法及びこれに基づく命令（以下「法令」といいます。）で規定する方法によって測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (3) 最低熱量 お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。
- (4) 圧力 ガス栓の出口におけるガスの静圧力をゲージ圧力で表示したものをいいます。
- (5) 最高圧力 お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (6) 最低圧力 お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。
- (7) 供給施設 導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓をいいます。
- (8) 本支管 導管のうち、原則として、道路に並行して埋設するものをいい、附属するバルブ、水取器等を含みます。
- (9) 供給管 導管のうち、本支管から分岐してお客さまが占有し、又は所有する土地と道路との境界線に至るまでのものをいいます。
- (10) 内管 導管のうち、前号に規定する境界線からガス栓までのものをいいます。
- (11) 昇圧供給装置 ガスを昇圧して供給するもので、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。
- (12) ガスメーター ガスの料金（以下「料金」といいます。）の算定の基礎となるガスの使用量を計量する機能を持った計量器をいい、これに装着された装置のうち漏えい検知器を含みます。
- (13) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路（以下「公道」といいます。）並びに公道以外の道路のうち、次のアからカまでに掲げる条件のすべてに該当する道路をいいます。

- ア 将来、本市が導管の変更又は修繕を行うことに関し、あらかじめ当該場所に係る土地の所有者の承諾を得られること。
- イ 不特定多数の人及び原則として道路構造令(昭和45年政令第320号)第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。
- ウ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に定める基準相当を満たすものであること。
- エ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれ又は第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。
- オ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。
- カ その他本市が本支管及び供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること。
- (14) ガス工作物 ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業の用に供するものをいいます。
- (15) 消費機器 ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具(附属装置を含みます。)をいいます。
- (16) 消費税等相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法第29条に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
- (17) 検針 ガスの使用量(以下「使用量」といいます。)を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。
- (18) 検針日 次に掲げるいずれかの日をいいます。
- ア 第23条第1項及び第2項第1号から第5号までの規定に基づき検針を行った日
- イ 第25条第2項の規定により使用量を算定した日
- ウ 第25条第5項の規定により使用量を算定した場合は、検針すべきであった日
- (19) 定例検針 第23条第1項に定める検針をいいます。
- (20) 定例検針日 検針日のうち定例検針を行った日をいいます。
- (21) 料金算定期間 検針日の翌日から次の検針日までの期間をいいます。ただし、新たにガスの使用を開始した場合又は第39条の規定によりガスの供給を再開した場合は、その開始した日又は再開した日から次の検針日までの期間とし、第38条第1項の規定によりガスの供給を停止した日に第39条の規定によりガスの供給を再開した場合は、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間といたします。
- (22) 基本料金(税込)、基準単位料金(税込) 基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の規定に基づき記載するものといたします。
- (23) 基本料金(税抜)、基準単位料金(税抜) 基本料金及び基準単位料金それぞれの

消費税等相当額を含まない金額をいいます。

- (24) 休日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、土曜日、日曜日、1月2日、同月3日及び12月31日をいいます。

第2章 使用の申込み及び契約

(使用の申込み等)

第5条 ガスを新たに使用しようとする方又はガスの使用状況の変更(ガス栓の増減、内管及びガスメーターの位置替え等の供給施設の変更をいいます。以下同じ。)をしようとする方は、あらかじめ条例等を承諾のうえ、本市に申込みをしていただきます。

- 2 前項の申込みをする場合において、本市が必要があると認めるときは、本市所定の申込書により申込みをしていただきます。
- 3 本市は、第1項において、建築業者、宅地造成業者、住宅供給公社等(以下「建築業者等」といいます。)が申込みをした場合は、その建築業者等をお客さまとして取り扱うものとしたします。
- 4 本市は、第1項の申込みの際における消費機器の1時間当たりの標準ガス消費量及び将来のガスの使用予定を考慮し、次項に定める基準によってガスメーターの能力(当該ガスメーターの1時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値をいいます。以下同じ。)を決定いたします。
- 5 ガスメーターの能力の決定基準は、原則として、当該ガスの使用申込みの時にお客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器(使用開始時において、第1項に規定する使用状況の変更をすることなく使用できる消費機器に限ります。)が同時に使用されたときの1時間当たりの標準ガス消費量を通過させることができる適正なガスメーターの能力といたします。
- 6 本市は、お客さまが家庭用としてガスを使用する場合は、前項の消費機器の使用状況を考慮してその1時間当たりの標準ガス消費量を算出いたします。この場合において、次の各号に掲げる消費機器は、算出する場合の消費機器から除くものとしたします。
 - (1) 冷蔵庫、アイロン、ロースター等ガス消費量の少ないもの
 - (2) オープンで使用頻度の少ないもの
 - (3) 卓上コンロ等でガス消費量及び使用頻度の少ないもの
 - (4) 暖房器具又は温水器具がそれぞれ2個以上ある場合は、同時使用の有無を調査し、同時に使用しないと認められた個数の器具(器具が大型のものと小型のものとあるときは、小型のものとします。)
 - (5) その他使用状況を十分に調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの
- 7 本市は、お客さまが家庭用以外にガスを使用する場合は、その使用状況に応じて、お客さまと協議のうえ、適正なガスメーターの能力を決定することがあります。

(契約の成立及び変更)

第6条 ガスの供給及び使用に関する契約(以下「契約」といいます。)は、前条第1項の申込みを本市が承諾したときに成立いたします。契約を変更しようとするときも同様

といたします。

- 2 本市は、お客さまが希望するとき、又は本市が必要とするときは、ガスの需給に関し、必要な事項について契約書を作成いたします。

(承諾の義務)

第7条 本市は、第5条第1項に規定する申込みを受けた場合は、これを承諾いたします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申込みの全部又は一部を承諾しないことがあります。

- (1) お客さまが、本市との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、第27条第3項に規定する支払期限日を経過しても支払っていない場合
- (2) 法律、命令、条例等でガス工作物に係る工事が制限されている等の本市の責めによらない理由によりガスの供給が困難な場合

- 2 本市は、前項ただし書の場合において、申込みの全部又は一部を承諾しないときは、遅滞なくその理由を申込者に通知するものといたします。

- 3 第1項第2号の本市の責めによらない理由とは、次に掲げる場合をいいます。

- (1) ガス工作物を設置すべき土地、道路又は河川が、法律、命令、条例、規則、道路管理者の指示等により、ガス工作物に関する工事が制限され、又は禁止されている場合
- (2) 災害等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
- (3) 港湾又は海運の同盟罷業等その他不可抗力により原料が不足した場合
- (4) ガスの使用申込みに係る場所が特異地形等であって、ガスの供給が技術的に困難である場合又は保安の維持が困難と認められる場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、ガスの供給又はその継続が困難な場合
(名義の変更)

第8条 ガスを新たに使用しようとする方のうち、前に使用されていたお客さまのガスの使用に関する権利及び義務を承継する者は、その旨を明らかにしてお客さまの名義の変更を本市に届け出ていただきます。

(解約)

第9条 お客さまがガスの使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止の期日を本市に通知していただきます。

- 2 前項の廃止の期日をもって契約消滅（以下「解約」といいます。）の期日といたします。ただし、特別の理由なくして本市がその通知を廃止の期日後に受けた場合は、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。

- 3 本市は、お客さまが本市に通知することなく明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合は、本市がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）を行った日に解約があったものといたします。

- 4 本市は、第7条第3項に規定する理由に該当することとなったため、ガスの供給の継続が困難な場合は、文書によって解約することがあります。

- 5 本市は、第38条第1項の規定に基づきガスの供給を停止されたお客さまが、本市の

指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合は、文書によって解約することがあります。この場合において、本市は、解約の期日の15日程度前及び5日前までに予告いたします。

(解約後の関係)

第10条 お客さまの契約期間中の料金その他の債権及び債務は、前条の規定による解約後も消滅いたしません。

2 本市は、前条の規定による解約後、本市が必要があると認める場合は、本市所有の既設の供給施設の全部又は一部をその供給施設の設置場所の占有者又は所有者の承諾を得て、その場所に引き続き存置することがあります。

第3章 工事及び検査

(工事の施行等)

第11条 供給施設に関する工事は、本市が施行いたします。ただし、本市が承認した工事人に施行させることがあります。

2 本市は、本市が施行した工事について、内管及びガス栓を引き渡すにあたっては、あらかじめ内管の気密試験を行うものといたします。

(ガスメーターの設置等)

第12条 本市は、1需要場所につきガスメーター1個を設置いたします。ただし、お客さまの申込みがあり、かつ、特別の事情がある場合は、本市は、2個以上のガスメーターを設置することがあります。

2 前項の1需要場所とは、原則として、1構内をなすものは1構内を、又1建物をなすものは1建物といたします。ただし、特殊な場合は、原則として、次によって取り扱うものといたします。

(1) アパート等の集団住宅

各1戸が独立した住居と認められる場合で本市が認めたときは、各1戸を1需要場所といたします。この場合において、独立した住居と認められる場合とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。

ア 各戸が独立的に区画されていること。

イ 各戸の配管設備が相互に分離して施設されていること。

ウ 各戸が炊事のための設備等居住に必要な機能を有すること。

(2) 店舗、官公庁、工場等

1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合で本市が認めたときは、各部分を1需要場所といたします。

(3) 施設付住宅

1建物にアパート等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合は、住宅部分については第1号により、非住宅部分については前号によるものといたします。

3 本市は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針及び検査、取替え等の維持管理が容易な場所にガスメーターを設置いたします。

4 本市は、第4条第9号に規定する境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用いたします。この場合において、その場所が借地又は借家に係るときは、お客さまは、あらかじめ地主、家主その他の利害関係者の承諾を得ておいていただきます。

(標識)

第13条 本市は、お客さまの門口にお客さまである旨の標識を掲げさせていただきます。

(内管等の費用の負担)

第14条 内管及びガス栓は、売渡しとし、本市は、工事完了後お客さまに引き渡します。

この場合において、内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは本市が留保するものとし、お客さまは、本市の承諾なしに使用することはできません。

2 本市は、内管及びガス栓の工事に要する費用をお客さまに支払っていただきます。ただし、溶接配管等の特殊な工法を用いて行う工事、特別な設備の仕組みを必要とする工事又は特別な建築物等で行う工事、附帯工事その他の工事箇所の状況等により、特別の工程、工法又は材料を要する工事については、個別の設計見積金額に消費税等相当額を加えたものを工事に要する費用として支払っていただきます。

3 前項本文に規定する費用の額は、工事の種類及び工事を行う建物の種類に応じて、次項に定める方法により算定した見積単価に、延長、個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別に必要となる夜間工事費、休日工事費、附帯工事費等の加算額の合計金額に消費税等相当額を加えた額といたします。

4 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、それぞれの費用の算出は、次の各号のとおりといたします。

(1) 材料費 工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手その他の材料のそれぞれの数量に、それぞれの材料単価を乗じて算出いたします。

(2) 労務費 歩掛及び賃率に基づき算出いたします。

(3) 運搬費 倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。

(4) 設計監督費 設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。

(5) 諸経費 現場経費、間接業務従事者人件費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。

5 本市は、前項の見積単価を記載した見積単価表を本市のお客さまサービス課に掲示いたします。この場合において、本市は、掲示する見積単価の額を1メートル当たり、1個当たり、1箇所当たり等の一定単位の単価に基づいて表示いたします。

6 第2項ただし書に規定する個別の設計見積金額は、特別の工程、工法又は材料を要する工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出いたします。

7 お客さまのために設置されるガス遮断装置は、売渡しとし、本市は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいいます。）をお客さまに支払って

いただきます。ただし、本市が特別の理由があると認めた場合は、この限りではありません。

8 お客さまの申込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、売渡しとし、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいいます。）をお客さまに支払っていただきます。

9 第1項後段の規定は、第7項のガス遮断装置の売渡し及び前項の整圧器の売渡しについて準用いたします。

（昇圧供給装置の費用の負担）

第15条 お客さまの申込みにより設置される昇圧供給装置は、原則として売り渡しとし、本市は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいいます。）をお客さまに支払っていただきます。

2 前条第1項後段の規定は、前項の昇圧供給装置の売渡しについて準用いたします。

（ガスメーターの費用の負担）

第16条 ガスメーターは、原則として、本市所有のものを設置し、これに要する工事費（所要工事費に消費税等相当額を加えた額をいいます。）は、お客さまに負担していただきます。ただし、お客さまの申込みによらないで本市がガスメーターの位置替えを行った場合は、これに要する工事費は、本市が負担いたします。

（供給管の費用の負担）

第17条 供給管は、本市の所有とし、これに要する工事費は、本市が負担いたします。

ただし、お客さまの申込みにより供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいいます。）は、お客さまの負担といたします。

（本支管等の費用の負担）

第18条 本支管及び整圧器（第14条第8項に規定する整圧器を除きます。以下同じ。）は、本市の所有といたします。

2 本市は、お客さまの申込みに伴う本支管及び整圧器の工事について、次の各号に定めるところにより算定した工事費の金額が別表第2に定める本市の負担額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた額を工事負担金として、お客さまに支払っていただきます。

(1) 本支管の延長工事を行う場合は、お客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第3に掲げる本支管及び整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要な最小限の口径のもの）といたします。ただし、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上の導管を用いる場合の本支管は、口径100ミリメートル以上といたします。）の設置に要する工事費の金額

(2) 入取替工事を行う場合は、その工事に要する工事費から入取替時における既設本支管及び既設整圧器と同等の管等の材料の価額（すべての既設本支管及び既設整圧器のそれぞれの帳簿価額（消費税等相当額を除いた額をいいます。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いた額をいいます。）に相当する額をいいます。）を差

し引いた金額

(3) 本支管の延長工事が入取替工事を伴う場合は、第1号に規定する金額と前号に規定する金額を合計した金額

- 3 本市は、2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合で、1の工事（同時に使用の申込みを行ったお客さまの全数について、本市が一括して同一設計書で処理する工事をいいます。以下同じ。）として設計見積りをし、工事を施行することができるときは、お客さまと協議のうえ、1の工事として前項の規定を適用することがあります。この場合において、本市が同時に設計見積りを行った工事費（消費税等相当額を除いた額をいいます。）の金額が、当該2以上のお客さまの全数につき別表第2に定める本市の負担額を合計した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた額を工事負担金とし、それぞれのお客さまごとに算定いたします。
- 4 本市は、2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合は、その申込みを1の申込みとして第2項の規定を適用することがあります。
- 5 本市は、前項の規定により2以上のお客さまから共同して使用の申込みがあった場合は、その代表者による1のお客さまの申込みとみなして取り扱うものといたします。この場合において、工事費（消費税等相当額を除いた額をいいます。）の金額が当該2以上のお客さまの数につき別表第2に定める本市負担額を合計した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた額を工事負担金とし、それぞれのお客さまごとの算定は行いません。
- 6 本市は、建築業者等が2以上のガスの使用予定者のために申込みを行う場合は、2以上のお客さまから共同して申込みがあったものとして取り扱うものといたします。この場合において、工事費（消費税等相当額を除いた額をいいます。）の金額が使用予定者の数に別表第2に定める本市負担額を乗じて算定した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた額を工事負担金とし、それぞれのお客さまごとの算定は行いません。
- 7 本市は、宅地分譲に係るガスの使用の申込みがあった場合は、その申込みに係る使用予定者数に対するガスの供給に必要な工事費（消費税等相当額を除いた額をいいます。）の金額が、3年経過後に予想されるガスの使用予定者数に別表第2に定める本市負担額を乗じて算定した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた額を工事負担金といたします。この場合において、3年経過後のガスの使用予定者数は、原則として、使用予定者数の50パーセントを超えるものといたします。ただし、特別の事情がある場合は、30パーセント以上とすることができます。
- 8 前項における「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割された土地であって、建築業者等により一括してガスの使用の申込みを受け、かつ、3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既設の建物が区画数の50パーセント以上の場合を除くものといたします。
- 9 本市は、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築業者等によりガスの使用申込みを受けた場合で、3年経過後のガスの使用予定者数を

推計できないときは、お客さまと協議のうえ、工事負担金を決定することがあります。

(工事材料の提供)

第19条 本市は、お客さまが工事材料を提供する場合は、検査を行い、それを用いることがあります。この場合において、本市は、その材料を工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費又は工事負担金を算定いたします。

2 本市は、前項に規定する検査を行った場合は、提供された工事材料の検査に要する費用(所要費用に消費税等相当額を加えた額をいいます。)をお客さまに支払っていただきます。

(修繕費)

第20条 供給施設の修繕費(所要費用に消費税等相当額を加えた額をいいます。)は、原則として、その供給施設の所有者に負担といたします。

(工事費等の申し受け及び精算)

第21条 本市は、第14条第2項から第8項まで、第15条第1項、第16条、第17条及び第19条第1項の規定により算定した工事費並びに第18条第2項から第9項まで及び第19条第1項の規定により算定した工事負担金を、原則として、その工事完了日までにお客さまから全額申し受けます。ただし、債権保全上必要があると認めた場合は、工事着手前に申し受けることがあります。

2 前項における「工事完了日」とは、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める日といたします。

(1) 工事費を申し受ける工事で、ガスメーターの取付け作業を含むもの ガスメーターの取付日

(2) 工事費を申し受ける工事で、前号に掲げる工事以外のもの 引渡日

(3) 工事負担金を申し受ける工事 お客さまがガスの使用可能な状態になる日

3 本市は、工事費等を申し受けた後、次の各号に掲げる事由により工事費等に差異が生じた場合は、工事完了後、遅滞なく精算いたします。

(1) 当初の設計により着工した後で、お客さまの申出による導管の延長、口径、材質、その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の施行条件に係る変更があったとき。

(2) 当初の設計時に予知することができない地下埋設物、掘削規制等工事の施行条件に係る変更があったとき。

(3) 工事に要する材料の価額(材料の価額に消費税等相当額を加えた額をいいます。)又は労務費に著しい変動があったとき。

(4) その他工事費(所要工事費に消費税等相当額を加えた額をいいます。)に著しい差異が生じたとき。

(供給施設等の検査)

第22条 お客さまは、本市にガスメーターの計量検査を請求することができます。この場合、本市は検査に要する費用(所要費用に消費税等相当額を加えた額をいいます。次項において同じ。)をお客さまに支払っていただきます。ただし、検査の結果、ガスメ

ーターの誤差が、計量法（平成4年法律第51号）に定める使用公差を超えている場合は、検査に要する費用を本市が負担いたします。

- 2 お客さまは、本市に内管、昇圧供給装置、ガス栓、料金の算定の基礎とならないガスメーター、消費機器等の検査を要求することができます。この場合において、本市は検査に要する費用をお客さまに支払っていただきます。
- 3 本市は、前二項の規定により検査を行った場合は、その結果を速やかにお客さまに通知いたします。
- 4 お客さまは、第1項又は第2項の規定により検査が行われる場合は、自ら検査に立ち会い、又は代理人を検査に立ち合わせることができます。

第4章 検針及び使用量の算定

（検針）

第23条 本市は、原則として、お客さまの属する検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮して本市が定めた日に、毎月1度検針を行います。

2 本市は、前項に定めるほか、次の各号に掲げる日に検針を行います。

- (1) お客さまが新たにガスの使用を開始した日
- (2) 第9条第2項から第4項の規定により解約等を行った日
- (3) 第38条第1項の規定によりガスの供給を停止した日
- (4) 第39条の規定によりガスの供給を再開した日
- (5) ガスメーターを取り替えた日

3 本市は、お客さまが新たにガスの使用を開始する場合で、使用開始日からその直後の定例検針日までの期間が5日以下の場合は、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。

4 本市は、お客さまが第9条第2項から第4項までの規定により解約する場合で、解約の期日直前の定例検針日から解約の期日までの期間が5日以下の場合は、解約の期日直前の定例検針を行わないか又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。

5 本市は、第2項第3号に定める検針日から同項第4号に定める検針日までの期間が5日以下の場合は、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。

6 本市は、お客さまの不在、災害等やむを得ない場合は、検針すべき日であっても検針しないことがあります。

（計量の単位）

第24条 使用量の単位は、立方メートルといたします。

2 検針は、小数点第1位以下の端数を読みません。

3 次条第7項又は第10項の規定により使用量を算定した場合は、小数点第1位以下の端数を切り捨てます。

（使用量の算定）

第25条 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、

その料金算定期間の使用量を算定いたします。

2 本市は、お客さまが不在等のため検針すべき日に検針できなかった場合は、次項から第5項までに規定する場合を除き、次により使用量を算定いたします。

(1) 検針できなかった料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。

(2) 前号の規定を適用した場合における推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備考)

V_1 は、推定料金算定期間の使用量

V_2 は、翌料金算定期間の使用量

M_1 は、推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 は、翌料金算定期間終了日の検針におけるガスメーターの指示値

(3) 前号の規定により算定した結果がマイナスになる場合における翌料金算定期間及び推定料金算定期間の使用量は次の算式で、算定した使用量に見直すものといたします。

$$V_2 = (M_2 - M_1) \times 1 / 2$$

$$V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$$

(備考)

V_1 は、推定料金算定期間の使用量

V_2 は、翌料金算定期間の使用量（この使用量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。）

M_1 は、推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 は、翌料金算定期間終了日の検針におけるガスメーターの指示値

3 本市は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合で、そのお客さまが料金算定期間を通じて不在等であったことが明らかなきときは、その月の使用量を0立方メートルといたします。

4 本市は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合で、お客さまの過去の使用実績により使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められるときは、その月の使用量をその使用期間に応じて算定した使用量といたします。

5 本市は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合で、当該検針できなかった日がガスの使用が可能となった日から最初の検針日にあたるときは、その月の使用量を0立方メートルといたします。

6 本市は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、第2項から第5項までに準じて算定いたします。ただし、後日ガスメーターの破損、滅失等が判明した場合は、第8項又は第9項に準じて使用量を算定し直すものといたします。

7 本市は、ガスメーターの誤差が、計量法に定める使用公差を超えていることが判明し

た場合における使用量は、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日前3箇月分を超えない範囲内で、別表第4の算式により算定いたします。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

8 本市は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の理由により使用量が不明の場合における使用量は、前3箇月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を考慮して、お客さまと協議のうえ、算定いたします。

9 本市は、災害等によりガスメーターが破損し、又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生しているため使用量算定のためのお客さまとの協議が著しく困難な場合は、その料金算定期間の使用量をお客さまと協議せずに前項の基準により算定することがあります。この場合において、本市は、お客さまからの申出があるときは、協議のうえ、改めて使用量を算定し直すものといたします。

10 本市は、第36条第3項の規定による圧力のガスを供給した場合における使用量は、別表第5の算式により算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合は、原則としてこの限りではありません。

(使用量の通知)

第26条 本市は、前条の規定により使用量を算定した場合は、速やかにその使用量をお客さまに通知いたします。

第5章 料金等

(料金の起算及び支払義務)

第27条 料金の算定は、ガスの使用が可能となった日（お客さまの申込みにより、ガスメーターを開栓（検査等のために一時閉栓し、その後に開栓する場合を除きます。）した日をいいます。）から起算いたします。

2 料金の支払義務は、納入通知書の発行の日が発生いたします。

3 お客さまは、料金を支払義務発生の日から翌日から起算して50日（以下「支払期限日」といいます。）以内に支払っていただきます。ただし、支払義務発生の日から起算して50日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合は、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

(料金の算定等)

第28条 本市は、次の各号に定める額をお客さまに料金として支払っていただきます。

(1) 支払義務発生の日から翌日から20日以内（以下「早収期間」といいます。）に支払うとき（支払義務発生の日から翌日から20日目（以下「早収期間」といいます。）が休日の場合は、その直後の休日でない日までに支払うときに限ります。）は、早収料金（第26条の規定により通知した使用量に基づき、別表第6の料金表を適用して算定したものをいいます。以下同じ。）に消費税等相当額を加えた額

(2) 早収期間経過後支払うときは、早収料金を3パーセント割増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えた額

2 本市は、第5項及び第6項の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、1料

金算定期間を「1箇月」として早収料金を算定いたします。

- 3 本市は、料金を口座振替により支払うお客さまについて、本市の都合により、料金を早収期間の最終日の翌日以降にお客さまの預金口座から引き落した場合は、早収期間内に支払われたものとしたします。
- 4 本市は、お客さまが第12条第1項ただし書の規定により1需要場所で2個以上のガスメーターを設置している場合において、お客さまから申込みがあり、かつ、本市が認めたときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量を、ガスメーター1個の使用量とみなして算定した金額に消費税等相当額を加えた額を料金としてお客さまに支払っていただきます。
- 5 本市は、次に掲げる場合の料金算定期間の早収料金を、別表第7に規定する日割計算により算定いたします。ただし、本市の都合により料金算定期間の日数が36日以上になった場合は、この限りではありません。
 - (1) 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの日数が24日以下又は36日以上となった場合
 - (2) お客さまが新たにガスの使用を開始した場合
 - (3) 第9条第2項、第3項及び第4項の規定により解約を行った場合
 - (4) 第38条第1項の規定によりガスの供給を停止した場合(第23条第5項の規定が適用された場合を除きます。)
 - (5) 第39条の規定によりガスの供給を再開した場合(第23条第5項の規定が適用された場合を除きます。)
- 6 本市は、第37条第1項の規定によりガスの供給を1日を超えて中止し、又はお客さまにガスの使用を中止させた場合の料金算定期間の早収料金を、別表第8に規定する日割計算により算定いたします。ただし、本市は、その料金算定期間を通じて、お客さまがガスを全く使用できなかった場合は、料金をいたしません。
- 7 本市は、毎月の料金について適用する基本料金(税抜)及び単位料金(基準単位料金(税抜)又は調整単位料金)をあらかじめお客さまに通知し、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

(単位料金の調整)

第29条 本市は、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が同項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第6の料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合において、計算結果に小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

- (1) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

- (2) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

2 前項に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次のとおりといたします。

(1) 基準平均原料価格（トン当たり）

89,530円

(2) 平均原料価格（トン当たり）

液化天然ガス、液化プロパンのそれぞれについて、別表第6第2項第2号に定める各3か月間における各月の価額の合計額を当該3か月間の数量の合計量で除して得た平均価格（トン当たり平均価格とし、算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額（その金額が143,250円以上となった場合は、143,250円）といたします。この場合において、価額及び数量とは、財務大臣が関税法（昭和29年法律第61号）第102条の規定により公表する貿易に関する統計に基づく価額及び数量といたします。

平均原料価格

＝トン当たり液化天然ガス平均価格×0.9273＋トン当たり液化プロパン平均価格×0.0775

(備考)

トン当たり液化天然ガス平均価格及びトン当たり液化プロパン平均価格は、本市企業局庁舎に掲示し、及び本市公報に登載いたします。

(3) 原料価格変動額

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上の場合

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満の場合

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

(料金の精算等)

第30条 本市は、第25条第2項第3号の規定により推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金として既に申し受けた金額と、推定料金算定期間の見直し後の料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計金額との差額を精算いたします。

2 本市は、料金としてお客さまから既に申し受けた金額と第25条第6項、第7項及び第9項の規定により算定した使用量に基づいた料金の金額に過不足が生じた場合は、その差額を精算いたします。

3 本市は、法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が第36条第1項に規定する標準熱量より2パーセントを超えて低い場合は、別表第9の算式により算定した金額に消費税等相当額を加算した額をその月の料金から差し引きます。

(早収料金等の端数処理)

第31条 早収料金、遅収料金その他の金額の単位は、おのおの1円とし、1円未満の端

数が生じたときは、それぞれこれを切り捨てます。

(料金の支払方法)

第32条 お客さまは、料金については、口座振替又は払込みのいずれかの方法により、毎月支払っていただきます。ただし、第39条第1号及び第2号に規定する料金の支払は、払い込みの方法により支払っていただきます。

2 お客さまが、料金を口座振替の方法で支払う場合は、次の各号に定めるところによるものといたします。この場合において、お客さまは、口座振替の手続きが完了するまでは、料金を払込みの方法で支払っていただきます。

(1) お客さまは、本市が指定した金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）に支払っていただきます。

(2) お客さまは、本市所定の申込書又は指定金融機関所定の申込書により、あらかじめ、本市又は指定金融機関に申し込んでいただきます。

(3) 料金の口座振替日は、本市が指定した日といたします。

3 お客さまは、料金を払込みの方法で支払う場合は、本市が定める納入通知書により、本市又は指定金融機関に支払っていただきます。

4 本市は、お客さまが第2項の規定により料金を口座振替の方法で支払う場合は、お客さまの預金口座から引き落とされた日に、お客さまが前項の規定により指定金融機関に料金を払い込みの方法で支払う場合は、その指定金融機関に払い込まれた日に、本市に対し支払われたものといたします。

(遅収料金の支払方法)

第33条 本市は、お客さまが遅収料金を支払う場合は、早収料金に消費税等相当額を加えたものに相当する額を支払期限日までに支払っていただき、これと遅収料金に消費税等相当額を加えたものとの差額（以下「遅収加算額」といいます。）を、原則として、翌月以降の料金と同時に支払っていただきます。

(料金の支払順序)

第34条 お客さまは、支払義務の発生した順序で料金を支払っていただきます。

(工事費、修繕費、検査料その他の支払方法)

第35条 お客さまは、工事費、供給施設の修繕費及び検査料その他の代金を、原則として、指定金融機関に払込みの方法で支払っていただきます。

第6章 供給

(供給ガスの熱量等)

第36条 本市は、次に掲げる熱量、圧力及び燃焼性（消費機器に対する適合性を示すもので、別表第10に定めるウォッベ指数と燃焼速度との組合せにより定められるものをいいます。）（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。

(1) 熱量 (ア) 標準熱量 46.0メガジュール

(イ) 最低熱量 44.4メガジュール

(2) 圧力 (ア) 最高圧力 2.5キロパスカル

- (イ) 最低圧力 1.0 キロパスカル
- (3) 燃焼性
 - (ア) 最高燃焼速度 4.7
 - (イ) 最低燃焼速度 3.5
 - (ウ) 最高ウォッベ指数 57.8
 - (エ) 最低ウォッベ指数 52.7

2 本市が供給するガス（以下「供給ガス」といいます。）は、13Aといたします。供給ガスに係るガス器具は、13Aと表示されているものが適合いたします。

3 本市は、第1項に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申込みがあった場合は、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

4 本市は、第1項に規定するガスの熱量等及び前項の規定により定めた圧力を維持できないためお客さまが損害を受けた場合は、その損害の賠償の責任を負います。ただし、本市の責めに帰すべき理由以外の理由によりお客さまが損害を受けたときは、本市は、その損害の賠償の責任を負いません。

（供給又は使用の制限等）

第37条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。

- (1) 災害その他の不可抗力による場合
 - (2) ガス工作物に故障が生じた場合
 - (3) ガス工作物の修理その他工事施行のため必要がある場合
 - (4) 法令の規定による場合
 - (5) ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（第43条第1項及び第2項の処置をとる場合を含みます。）
 - (6) その他保安上必要がある場合
- 2 本市は、前条第1項に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び前項の規定によりガスの供給制限若しくは中止をし、又はお客さまにガスの使用の制限若しくは中止をさせる場合は、状況の許す限りその旨を報道機関その他適当な方法によりお客さまに周知するものといたします。

（供給停止）

第38条 本市は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合は、ガスの供給を停止することがあります。この場合において、本市が損害を受けたときは、原則として、お客さまにその損害の賠償を請求いたします。

- (1) 支払期限日を経過し、督促しても料金の支払いがない場合
- (2) 本市との、他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金について前号の事実が判明し、期日を定めての支払請求にもかかわらず、なお期日までに支払いがない場合
- (3) この説明書によって支払いを要することとなった料金以外の債務を督促しても支払わない場合
- (4) 検針、検査、調査その他の業務の執行を正当な理由なくして拒み、又は妨害した場

合

- (5) ガスを不正に使用し、又は使用しようとしたことが明らかに認められる場合
- (6) お客さまが占有し、又は所有する土地に設置してある本市のガス工作物を故意に損傷し、又は亡失して本市に重大な損害を与えた場合
- (7) 第43条第6項又は第44条第4項の規定に違反した場合
- (8) その他この説明書に違反し、その旨を警告してもなお改めない場合

2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する場合は、ガスの供給を停止する日の15日程度前及び5日前までに予告いたします。

(供給停止の解除)

第39条 本市は、前条第1項の規定によりガスの供給を停止した場合において、お客さまが次の各号のいずれかに該当することを確認できた場合は、速やかにガスの供給を再開いたします。

(1) 前条第1項第1号の規定による供給停止

支払期限日が到来した全ての料金を支払った場合

(2) 前条第1項第2号の規定による供給停止

本市との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金で、支払期限日が到来した全ての料金を支払った場合

(3) 前条第1項第3号から第8号までの規定による供給停止

その理由となった事実を解消し、かつ、本市に対して支払を要することとなった債務を支払った場合

(供給制限等の賠償)

第40条 本市は、第9条第4項、同条第5項、第37条第1項又は第38条第1項の規定によりお客さまが損害を受けた場合において、本市の責めに帰すべき理由がないときは、その損害の賠償の責任を負いません。

第7章 保安

(供給施設の保安責任)

第41条 本市は、法令の定めるところにより、供給施設の保安の責任を負います。ただし、お客さまが本市の責めに帰すべき理由以外の理由により損害を受けたときは、本市は、その損害の賠償の責任を負いません。

2 本市は、法令の定めるところにより、内管及びガス栓について、お客さまの承諾を得てその設置の日以降検査をし、検査の結果を速やかにお客さまに通知いたします。

(周知及び調査義務)

第42条 本市は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、法令の定めるところにより、適宜必要な事項を報道機関を通じ、又は印刷物等を用いてお客さまに周知するものといたします。

2 本市は、法令で定めるところにより、消費機器について、お客さまの承諾を得て法令で定めるそれぞれの技術上の基準に適合しているかどうかにつき調査いたします。

3 本市は、前項の調査の結果、その消費機器が法令で定める技術上の基準に適合していない場合は、そのお客さまに所要の措置及びその措置を講じなかった場合に生じる結果を通知いたします。

4 本市は、前項の通知に係る消費機器について、法令の定めるところにより再び調査いたします。

(保安措置)

第43条 お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにガスメーター（料金の算定の基礎とならないものを含みます。）のメーターガス栓、ガス栓、バルブ等を閉鎖して本市にその旨を通知していただきます。

2 本市は、前項の通知を受けた場合は、速やかに適切な措置を講じます。

3 本市は、ガスの供給又は使用が中断された場合は、お客さまに本市が知らせた方法で、中断の解除のための操作を求めることがあります。この場合において、供給又は使用の状態が旧に復さないときは、第1項の場合に準じて本市に通知していただきます。

4 お客さまは、第41条第2項及び第42条第3項の通知を受けた場合は、所要の措置を講じていただきます。

5 本市は、保安上必要と認める場合は、お客さまが占有し、又は所有する土地若しくは建物内に設置した供給施設及び消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用を中止していただくことがあります。

6 お客さまは、本市の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設及び第36条第1項に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置してはなりません。

7 お客さまは、第12条第3項の規定により設置したガスメーターについて、検針及び検査、取替え等の維持管理が容易な状態に保持していただきます。

(保安に対するお客さまの義務)

第44条 お客さまは、本市が法令の定めるところにより周知した事項を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。

2 お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置し、若しくは撤去する場合又はこれらの機器の使用を開始する場合は、あらかじめ本市の承諾を得ていただきます。

3 お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合は、本市が指定する場所に本市が認める安全装置を設置していただきます。この場合、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいいます。）はお客さまに負担していただきます。

4 お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合は、その使用方法に従い、天然ガス自動車又は次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給すること以外に使用してはなりません。

(1) 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「保安法」といいます。）その他の関係法令に定めるものであること。

(2) 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。

- (3) 第36条に規定する供給ガスに適合するものであること。
 - (4) 保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - (5) 本市で認めた安全装置を備えるものであること。
- 5 法第62条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
- (1) 本市の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
 - (2) 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならない。
 - (3) 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。

第8章 雑則

(使用場所への立入り)

第45条 本市は、次の業務の執行のため、お客さまの承諾を得て職員をお客さまの供給施設または消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合において、お客さまは、正当な理由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。

- (1) 検針
- (2) 検査及び調査のための業務
- (3) 本市の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する業務
- (4) 第9条第2項から第4項までの規定による解約に伴い、ガスの供給を終了させるための業務
- (5) 第37条又は第38条の規定による供給若しくは使用の制限等又は停止のための業務
- (6) その他保安上必要な業務

2 前項の場合において、本市は、職員に所定の証明書を携帯させ、お客さまの要求に応じてこれを提示いたします。

(実施細目)

第46条 この説明書の実施に必要な細目的事項は、その都度お客さまと本市との協議によるものといたします。

附 則

(実施の期日)

- 1 この説明書は、平成30年11月1日から実施いたします。
- 2 別表第2の規定は、平成15年9月1日以後のお客さまの申込みに係る本支管及び整圧器の工事について適用し、同日前に行われたお客さまの申込みに係る本支管及び整圧器の工事については、なお従前の例によります。
- 3 ガスメーターの能力の表記に関する経過措置

本市は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。

別表第1 一般ガス小売事業の小売供給を行う地域

広坂一丁目、広坂二丁目、柿木畠、上柿木畠、下柿木畠、豎町、里見町、油車、茨木町、下本多町五番丁、下本多町六番丁、鱗町、新豎町三丁目、枝町、中川除町、川岸町、杉浦町、水溜町、池田町一番丁、池田町二番丁、池田町三番丁、池田町四番丁、池田町立丁、十三間町、十三間町中丁、大工町、片町一丁目、片町二丁目、木倉町、香林坊一丁目、香林坊二丁目、高岡町、武蔵町、上堤町、下堤町、博労町、青草町、上近江町、下近江町、十間町、下松原町、西町三番丁、西町四番丁、西町藪ノ内通、尾山町、南町、長町一丁目、長町二丁目、長町三丁目、中央通町、長土塀一丁目、長土塀二丁目、長土塀三丁目、三社町、昭和町、芳斉一丁目、芳斉二丁目、六枚町、玉川町、尾張町一丁目、尾張町二丁目、下新町、袋町、主計町、彦三町一丁目、彦三町二丁目、安江町、本町一丁目、本町二丁目、堀川町、此花町、笠市町、木ノ新保町、木の新保七番丁、玉井町、島田町、柳町、西堀川町、堀川新町（平成18年石川県告示第432号による変更前の木ノ新保五番丁及び堀川角場町を除く。）、瓢箪町、丸の内、大手町、橋場町、並木町、材木町、横山町、兼六元町、小将町、兼六町、東兼六町、扇町、暁町、桜町、天神町一丁目、天神町二丁目、田井町、旭町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、鈴見台一丁目、鈴見台二丁目、鈴見台三丁目、鈴見台四丁目、鈴見台五丁目、鈴見町（リの部及びカの部の市道1級幹線18号卯辰山・若松線の西側を除く。）、東長江町（返の部の市道1級幹線18号卯辰山・若松線、市道小坂24号末広町線及び遊歩道に囲まれた区域に限る。）、若松町（ロ、ツ（若松団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、ソ、セ、ヨ、子、メ、ナ、茨尾、ヌ、ラ、ヒ、花田、エ、京中、カ、上野及び南の部、平成十五年石川県告示第三百三十五号により町の名称が変更となった区域及び字の区域が廃止となった区域並びに金沢大学の用地に限る。）、上若松町、若松町一丁目、若松町二丁目、若松町三丁目、もりの里一丁目、もりの里二丁目、もりの里三丁目、田上町、田上の里一丁目、田上の里二丁目、田上さくら一丁目、田上さくら二丁目、田上さくら三丁目、田上新町（田上団地及び田上第2団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、田上本町（イ、ニ、へ、フ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ラ、コ、エ、一、二、四、五、八、十）、田上本町一丁目、田上本町二丁目、田上本町三丁目、田上本町四丁目、田上一丁目、田上二丁目、朝霧台一丁目、朝霧台二丁目、角間町（金沢大学の用地に限る。）、角間新町、石引一丁目、石引二丁目、石引三丁目、石引四丁目、下石引町、飛梅町、出羽町、宝町、小立野一丁目、小立野二丁目、小立野三丁目、小立野四丁目、小立野五丁目、本多町一丁目、本多町二丁目、本多町三丁目、菊川一丁目、菊川二丁目、幸町、錦町、三口新町一丁目、三口新町二丁目、三口新町三丁目、三口新町四丁目、笠舞一丁目、笠舞二丁目、笠舞三丁目、笠舞町、笠舞本町一丁目、笠舞本町二丁目、城南一丁目、城南二丁目、上野本町、平和町一丁目、平和町二丁目、平和町三丁目、大桑町（イ、ハ、ト、チ、リ、ソ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ、ロ甲、ロ乙、レ甲、ツ甲、ツ乙、ツ丙、穴淵欠、下葭島欠、上西欠、西ノ山、平の部）、大桑一丁目、大桑二丁目、大桑三丁目、西大桑町、野田町（へ、ト、チ、ル、ヲ、ワ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ナ、ラ、ム、ネ、丙、太鞍山の部、一番、二番）、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目、長坂町、長坂一丁目、長坂二丁目、長坂三丁目、長坂台、泉野町一丁目、泉野町二丁目、泉野町三丁目、泉野町四丁目、泉野町五丁目、泉野町六丁目、若草町、緑が丘、泉野出町一丁目、泉野出町二丁目、泉野出町三丁目、泉野出町四丁目、清川町、法島町、十一屋町、寺町一丁目、寺町二丁目、寺町三丁目、寺町四丁目、寺町五丁目、野町一丁目、野町二

丁目、野町三丁目、野町四丁目、野町五丁目、増泉一丁目、増泉二丁目、増泉三丁目、増泉四丁目、増泉五丁目、神田一丁目、神田二丁目、御影町、中村町、白菊町、千日町、糸田新町、弥生一丁目、弥生二丁目、弥生三丁目、泉が丘一丁目、泉が丘二丁目、有松一丁目、有松二丁目、有松三丁目、有松四丁目、有松五丁目、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、久安一丁目、久安二丁目、久安三丁目、久安四丁目、久安五丁目、久安六丁目、横川二丁目（横川団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、横川三丁目（高橋川右岸）、横川四丁目、横川五丁目、横川六丁目、横川七丁目、三馬一丁目、三馬二丁目、三馬三丁目、泉本町一丁目、泉本町二丁目、泉本町三丁目、泉本町四丁目、泉本町五丁目、泉本町六丁目、泉本町七丁目、西泉一丁目、西泉二丁目、西泉三丁目、西泉四丁目、西泉五丁目、西泉六丁目、米泉町（昭和四十七年石川県告示第六百七十二号による変更前の西金沢町イの部を除く。）、富樫一丁目、富樫二丁目、富樫三丁目、寺地町、寺地一丁目、寺地二丁目、伏見台一丁目、伏見台二丁目、伏見台三丁目、伏見新町、山科一丁目、山科二丁目、山科三丁目、高尾町（ホ、ニ、チ、リ、ヌ、ル、タ、ソ、ツ、ウ、子の部）、高尾台一丁目、高尾台二丁目、高尾台三丁目、高尾台四丁目、高尾一丁目、高尾二丁目、高尾三丁目、高尾南一丁目、高尾南二丁目、高尾南三丁目、窪一丁目、窪二丁目、窪三丁目、窪四丁目、窪五丁目、窪六丁目、窪七丁目、円光寺町、円光寺一丁目、円光寺二丁目、円光寺三丁目、円光寺本町、光が丘一丁目、光が丘二丁目、光が丘三丁目、額谷町（イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ、リ、ヌ、ワの部）、額谷一丁目、額谷二丁目、額谷三丁目、馬替一丁目、馬替二丁目、馬替三丁目、額新町一丁目、額新町二丁目、額新保一丁目、額新保二丁目、額新保三丁目、大額一丁目、大額二丁目、大額三丁目、大額町（ヌ、ル、ヲの部）、額乙丸町（イ、ロ、ハ、ニの部）、三十苅町（乙、丙、丁、戊の部）、しじま台二丁目（しじま台団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、四十万三丁目、四十万四丁目、四十万五丁目、四十万六丁目（四十万団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、四十万町（い、ろ、は、北イ、北ヌ、北ル、北ヲ、北ワ、北カ、ハ、ニ、ホ、リ、ムの部）、南四十万一丁目、南四十万二丁目、南四十万三丁目、本江町、新神田一丁目、新神田二丁目、新神田三丁目、新神田四丁目、新神田五丁目、糸田一丁目、糸田二丁目、間明町、間明町一丁目、間明町二丁目、進和町、高畠一丁目、高畠二丁目、高畠三丁目、米丸町、入江一丁目、入江二丁目、入江三丁目、東力町、東力一丁目、東力二丁目、東力三丁目、東力四丁目、玉鉾町、玉鉾一丁目、玉鉾二丁目、玉鉾三丁目、玉鉾四丁目、玉鉾五丁目、保古三丁目、西金沢四丁目（203番地2及び205番地～208番地までに限る。）、新保本四丁目、松島町、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、古府町（昭和四十七年石川県告示第六百七十二号による変更前の八日市出町ホの部を除く。）、古府一丁目、古府二丁目、古府三丁目、古府西一丁目、黒田一丁目、黒田二丁目、神野町（東、西の部）、神野一丁目、神野二丁目、神野三丁目、森戸一丁目、森戸二丁目、矢木一丁目、矢木二丁目、矢木三丁目、上荒屋一丁目、上荒屋二丁目、上荒屋三丁目、上荒屋四丁目、上荒屋五丁目、上荒屋六丁目、上荒屋七丁目、上荒屋八丁目（雇用促進金沢宿舎の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、上安原町、上安原一丁目、上安原二丁目、上安原南、中屋町、中屋一丁目、中屋二丁目、中屋南、いなほ一丁目、いなほ二丁目、北塚町（東、西の部）、南塚町、稚日野町、専光寺町、佐奇森町、赤土町、ニッ寺町、袋畠町、福増町、打木町（東の部）、下安原町（東1076番地3、東1127番地、東1283番地、東1457番地1、東1458番地～東1460番地1、東1461番地～東1494番地、東1552番地～東1570番地に限る。）、みどり一丁目、みどり二丁目、みどり三丁目、豊穂町（三番

地)、五郎島町、栗崎町、栗崎町一丁目、栗崎町二丁目、栗崎町三丁目、栗崎町四丁目、栗崎町五丁目、栗崎町六丁目、金石本町、金石東一丁目、金石東二丁目、金石東三丁目、金石西一丁目、金石西二丁目、金石西三丁目、金石西四丁目、金石北一丁目、金石北二丁目、金石北三丁目、金石北四丁目、金石相生町、金石通町、金石下本町、金石味噌屋町、大野町一丁目、大野町二丁目、大野町三丁目、大野町四丁目、大野町五丁目、大野町六丁目、大野町七丁目、松村町、松村一丁目、松村二丁目、松村三丁目、松村四丁目、松村五丁目、松村六丁目、松村七丁目、観音堂町、普正寺町、寺中町(名鉄寺中団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。)、木曳野一丁目、木曳野二丁目、木曳野三丁目、木曳野四丁目、桂町、無量寺町、無量寺一丁目、無量寺二丁目、無量寺三丁目、無量寺四丁目、無量寺五丁目、畝田町、畝田東一丁目、畝田東二丁目、畝田東三丁目、畝田東四丁目、畝田中一丁目、畝田中二丁目、畝田中三丁目、畝田中四丁目、畝田西一丁目、畝田西二丁目、畝田西三丁目、畝田西四丁目、元菊町、大和町、大豆田本町、向中町、南広岡町、駅西本町一丁目、駅西本町二丁目、駅西本町三丁目、駅西本町四丁目、駅西本町五丁目、駅西本町六丁目、駅西新町一丁目、駅西新町二丁目、駅西新町三丁目、長田本町、長田一丁目、長田二丁目、中橋町、二口町、若宮町、若宮一丁目、若宮二丁目、薬師堂町、出雲町、示野町、示野中町、示野中町1丁目、示野中町2丁目、桜田町、桜田町1丁目、桜田町2丁目、桜田町3丁目、戸板一丁目、戸板二丁目、戸板三丁目、戸板四丁目、戸板五丁目、戸板西一丁目、戸板西二丁目、ニッ屋町、二宮町、北町、藤江南一丁目、藤江南二丁目、藤江南三丁目、藤江北一丁目、藤江北二丁目、藤江北三丁目、藤江北四丁目、日吉町、醒ヶ井町、折違町、広岡町、広岡一丁目、広岡二丁目、広岡三丁目、長田町、西念町、西念一丁目、西念二丁目、西念三丁目、西念四丁目、北安江町、北安江一丁目、北安江二丁目、北安江三丁目、北安江四丁目、北寺町、松寺町(ワ、カ、丑及び寅の部、卯及び辰の部並びに子の部の一般国道8号の北側に限る。)、大浦町(ハの部の大宮川左岸)、セツ屋町、大河端町、大河端西一丁目、大河端西二丁目、北間町、須崎町、かたつ、蚊爪町、湊三丁目、湊四丁目、南新保町、大友町、大友一丁目、大友二丁目、大友三丁目、戸水町、戸水一丁目、戸水二丁目、鞍月一丁目、鞍月二丁目、鞍月三丁目、鞍月四丁目、鞍月五丁目、鞍月東一丁目、鞍月東二丁目、西都一丁目、西都二丁目、御供田町、近岡町、直江町、直江東一丁目、直江東二丁目、直江西一丁目、直江南一丁目、直江南二丁目、直江北一丁目、弓取町(弓取団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。)、三ッ屋町、三口町、割出町、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、三浦町、諸江町、沖町、磯部町(イ、ロ、ハの部)、三池町、三池栄町、高柳町(ソ、一、二、五、九、十、十一、十二、十三の部)、横枕町(高速道路の南側)、小坂町(東、西、南、北、中、辰、巳、未の部)、神谷内町(イ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、タ、レ、ソ、ツ、子、甲、乙の部を除く。)、柳橋町(甲、乙、丙、丁、イ、ハ、ニ、ヘ、チ、ヨ、アの部)、法光寺町(ハ、ニ、ホ、トの部)、百坂町(ハ、ニ、ホ、ト、チの部、ロの部の高速道路の南側)、小橋町、昌永町、京町、浅野本町、梅沢町、浅野本町一丁目、浅野本町二丁目、元町一丁目、元町二丁目、乙丸町、神宮寺町、神宮寺一丁目、神宮寺二丁目、神宮寺三丁目、鳴和一丁目、鳴和二丁目、小金町、森山一丁目、森山二丁目、東山一丁目、東山二丁目、東山三丁目、山の上町、春日町、大樋町、御所町(イ、ロ、ハ、ニ、ウ、井、丑、寅、卯の部)、南御所町、鳴和町(イ、ハ、ヌ、ワ、タ、ツ、ナ、ラ、ウ、ヤ、マ、ク、スの部)、鳴和台、卯辰町、鶯町、常盤町、東御影町、子来町、観音町三丁目

別表第2 本支管工事費の本市の負担額

1 能力別本市負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき 本市の負担する金額
1. 6立方メートル毎時	159,000円
2. 5立方メートル毎時	187,100円
4立方メートル毎時	299,360円
6立方メートル毎時	449,040円
10立方メートル毎時	748,400円
16立方メートル毎時	1,197,440円
25立方メートル毎時	1,871,000円
40立方メートル毎時	2,993,600円
65立方メートル毎時	4,864,600円
100立方メートル毎時	7,484,000円
160立方メートル毎時	11,974,400円
250立方メートル毎時	18,710,000円

- 2 250立方メートル毎時を超える能力のガスメーターについての本市の負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき74,840円の割合で算定した金額といたします。

別表第3 本支管及び整圧器

区分	口 径
本 支 管	ミリメートル
	40
	50
	75
	100
	150
	200
	300 400
整 圧 器	ミリメートル
	50
	75
	100
	150
	200

別表第4 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1 速動の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2 遅動の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、第25条第6項の規定により算定する使用量

V₁は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターの読みによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動または遅動の割合（パーセント）

別表第5 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 1.961}$$

(備考)

V は、第25条第9項の規定により算定する使用量

P は、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V₁は、ガスメーターの読みによる使用量

別表第6 適用する料金表

1 適用区分

料金表A 1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 1箇月の使用量が10立方メートルを超え、20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 1箇月の使用量が20立方メートルを超え、60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 1箇月の使用量が60立方メートルを超え、130立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合に適用いたします。

2 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位数（税抜）に使用量を乗じて算定いたします。ただし、第29条の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金を使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位数料金の適用基準は、次のとおりといたします。

ア 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位数料金を適用いたします。

イ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位数料金を適用いたします。

ウ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位数料金を適用いたします。

エ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位数料金を適用いたします。

オ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位数料金を適用いたします。

カ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位数料金を適用いたします。

キ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位数料金を適用いたします。

ク 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収

- 料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ケ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- コ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- サ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- シ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3 料金表A

(1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1箇月につき	669.6円(税込)
	620円(税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	267.7968円(税込)
	247.96円(税抜)

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金(税抜)をもとに第29条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4 料金表B

(1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1箇月につき	691.2円(税込)
	640円(税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	265.6368円(税込)
	245.96円(税抜)

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金(税抜)をもとに第29条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5 料金表C

(1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1箇月につき	961.2円(税込)
	890円(税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	252.1368円(税込)
	233.46円(税抜)

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金(税抜)をもとに第29条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6 料金表D

(1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1箇月につき	1,080円(税込)
	1,000円(税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	250.1604円(税込)
	231.63円(税抜)

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金(税抜)をもとに第29条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

7 料金表E

(1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1箇月につき	1,782円(税込)
	1,650円(税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	244.7604円(税込)
	226.63円(税抜)

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金(税抜)をもとに第29条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

別表第7 早収料金の日割計算

早収料金は、次の日割計算後基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。この場合において、別表第6を適用するときは、料金表A、料金表B、料金表C、料金表D又は料金表Eの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、第1号（備考）イに規定する日割計算日数で除して得た1箇月換算使用量によるものといたします。

(1) 日割計算後基本料金（税抜）

基本料金（税抜）×日割計算日数／30

（備考）

ア 基本料金（税抜）は、別表第6の料金表における基本料金（税抜）

イ 日割計算日数は、料金算定期間の日数。ただし、第28条第5項第2号から第5号までの場合において料金算定期間の日数が31日以上35日までのときは30

ウ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金（税抜）に料金算定期間の使用量に乗じて算定いたします。ただし、第29条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に料金算定期間の使用量に乗じて算定する。この場合において、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。

別表第8 ガスの供給を中止した場合の早収料金の日割計算

早収料金は、次の日割計算後基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。この場合において、別表第6を適用するときは、料金表A、料金表B、料金表C、料金表D又は料金表Eの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から第1号（備考）イに規定する供給中止期間の日数を差し引いた日数で除して得た1箇月換算使用量によるものといたします。

（1） 日割計算後基本料金（税抜）

基本料金（税抜）×（30－供給中止期間の日数）／30

（備考）

ア 基本料金（税抜）は、別表第6の料金表における基本料金（税抜）

イ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30

ウ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

（2） 従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金（税抜）に料金算定期間の使用量を乗じて算定する。ただし、第29条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に料金算定期間の使用量を乗じて算定いたします。この場合において、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。

別表第9 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合において料金から減額する金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備考)

Dは、第30条第3項の規定により算定する金額

Fは、第28条の規定により算定した従量料金

Cは、第36条第1項に規定する標準熱量

Aは、法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

別表第10 燃焼速度及びウォッベ指数

1 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。

[算式]

$$MCP = \sum (S_i f_i A_i) / \sum (f_i A_i) \times (1 - K)$$

MCPは、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

K は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right]^2 \right\}$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO_2 は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N_2 は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O_2 は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S_i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f_i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α_i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

2 ウォッベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいいます。

[算式]

$$W I = H / \sqrt{a}$$

W I = ウォッベ指数

a = ガスの空気に対する比重

H = 単位当たりのガスの熱量

- 3 燃焼性の類別は、燃焼速度及びウォッベ指数により定まり、その範囲並びにガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の類別	ガスグループ	ウォッベ指数(WI)		燃焼速度(MCP)	
		最小値	最大値	最小値	最大値
1 3 A	1 3 A	52.7	57.8	35	47
1 2 A	1 2 A	49.2	53.8	34	47
6 A	6 A	24.5	28.2	34	45
5 C	5 C	21.4	24.7	42	68
6 B	L 1	24.9	28.7	42.5	62
6 C		23.7	27.4	42.5	71
7 C		25.7	28.9	47	78
5 A	L 2	19.6	22.6	32	52.5
5 B		19.4	22.4	36	54
5 AN		19.0	20.8	29	43
4 A	L 3	16.2	18.0	35	51
4 B		16.2	18.2	37	62
4 C		16.5	18.6	40	64